



女性なんでも相談

対象 女性

相談内容 子育てに関する
こと 法律に関すること(セ
クハラ・離婚など法律的な問
題) 一般(健康・家族・職
場や近所での人間関係など)

相談日 子育て・一般/毎月
第2火・土曜日 午後1時~
3時 法律/毎月第2火曜日
午後1時~4時・第4木曜
日 午前9時~正午
ところ 輝なんせ鳥取(福祉
文化会館内)
予約受付 月~土曜日午前9
時~午後9時 日・祝日午前
9時~午後5時
申し込み先 男女共同参画セ
ンター(24 2704)

法律相談

とき 1月15日(水) 午後1
時~4時

ところ 市役所本庁舎6階第
4会議室
定員 8人(先着順)
予約受付 1月6日(月)午
前8時30分~
申し込み先 市民参画課(20
3158)

行政相談

とき 1月9日(木)/午
後1時30分~4時 1月21日
(火)/午後1時~3時 1
月27日(月)/午後1時30分
~4時

身体障害者福祉相談

ところ 9日/市役所1階
市民談話室 21日/さざんか
会館 27日/トスク本店イン
フォメーションルーム
問い合わせ先 鳥取行政評価
事務所(24 5541)

とき 毎週土曜日 午後1時
30分~4時
ところ さわやか会館1階相
談室(富安二丁目)
問い合わせ先 さわやか会館
(27 3338)

子ども権相談

知的・精神障害者福祉相談
については、福祉課にご相談
ください。
問い合わせ先 福祉課(20
3181)

とき 12月26日(木) 午後1
時~4時
ところ 鳥取県民文化会館
問い合わせ先 鳥取地方法務
局(22 2289)



70歳以上の被保険者の人は、医療機関
で受診される際、所得の状況に応じてか
かった医療費の1割または2割の一部負担
が必要となりました。ただし、2割負担
の高齢受給者証を交付された人でも、同
じ世帯におられる高齢者の人の前年収入
の合計額が次の一定額に満たない場合には、申請により1割
の負担となります。

高齢受給者証の負担割合について

同じ世帯に他に70歳以上の被保険者の人(65歳以上
の老人医療受給者含む)がおられる場合: 637万円未
満

同じ世帯に他に70歳以上の被保険者の人(65歳以上
の老人医療受給者含む)がおられない場合: 450万円
未満

退職金および公租公課の対象とならない収入(障害または
遺族にかかる年金・恩給など、戦没者などの遺族に対する特
別弔慰金、児童手当・児童扶養手当など、災害弔慰金など)
は除きます。



該当される人には、前期高齢
者証を郵送の際、申請書を同封
しておりますので期日までに申
請してください。

なお、1割負担であった人で
も、70歳以上の被保険者の異動
や所得修正により2割負担に変
更される場合もあります。

問い合わせ先 保険年金課(20・3204)